

ストラクチャークラブ・ジャパン 会則 (ver. 2)

第1章 総則

第1条 名称

本研究会はストラクチャークラブ・ジャパンと称する。

第2条 目的

本研究会は、心臓ストラクチャー疾患に関する最新の治療について会員間で情報を共有し、臨床効果、適応、課題などを活発に討議し、国内のストラクチャー疾患の治療を将来にわたり牽引し、後継者への教育、技術の継承、さらにはこうした活動を通じて地域医療の発展に寄与することを目的とする。

第3条 事業内容

本研究会は前条の目的を達成するために、以下の事業を行う。

1. 学術集会、学術セミナー、症例検討会等の開催
2. 内外の関連学術団体との交流
3. デバイスの研究・開発及び評価
4. その他、前条項の目的を達成するために必要な業務

第2章 会員

第4条 会員資格

1. 正会員：日本国内の医療施設、研究施設に従事し、本会の趣旨に賛同する医師およびコメディカル

第5条 入会

本研究会に入会を希望する者は、当該年度の会費を沿えて本研究会事務局に申し込むものとする。

第6条 会費

本研究会の会費は施行細則に定める。

第7条 脱会

本研究会の会員は次の場合にその資格を喪失する。

1. 退会の希望を本研究会事務局に申し出たとき。

2.会費の未納が有り、その後の勧告にも関わらず会費納入がない場合。但し、世話人会の求める

理由により休会届けを提出することにより、休会中の会費を納入することなく休会前後の会員としての資格を存続させることができる。

3.本研究会の名誉を傷つけ、本研究会の目的に反する行為があった会員については、世話人会

の決議を経て会長がこれを除名することができる。

第3章 運営

第8条 運営

本研究会の運営は、世話人会及び事務局があたる。

第9条 世話人会

世話人会は、本研究会の内容と、学術集会の開催場所と時期の決定を行う。

第4章 役員

第10条 役員

本研究会は次の役員を置き運営にあたる。

1. 会長
2. 世話人
4. 会計
5. 会計監査監事

尚、世話人の追加は世話人会にて決定される。役員任期は2年間とする。

第11条 職務

本研究会の役員は次の職務を行う

- 1.会長は本研究会を代表し、会務を総括する。
- 2.世話人は会則に従い重要事項を審議決定し、会務を遂行する。
- 3.会計監査監事は会計を監査する。

第5章 会議

第12条 会議

本研究会は会務を行うため、世話人会、学術集会、総会を置く。

第 13 条 世話人会

- 1.世話人会は世話人により構成される。
- 2.世話人会は定期的及び必要に応じて代表世話人が招集する。
- 3.事務局員は議事録作成のため世話人会に出席することができる
- 4.世話人会の決議は役員を半数を超える参加者（委任状を含む）をもって成立する。
- 5.世話人会での決定事項は会員に報告するものとする。

第 6 章 会計

第 14 条 経費

本研究会の経費は、会費、寄付金その他の収入によりこれにあたる。

第 15 条 事業計画・収支予算

本研究会の事業計画及びこれに伴う毎事業年度の収支予算は世話人会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。

第 16 条 収支決算報告

- 1.本研究会の収支決算報告は毎事業年度終了後に会計監査監事の監査後、世話人会で報告し、承認を受けなければいけない。
- 2.承認を受けた収支決算は会員及び寄付金を受領した企業に報告を行う。

第 17 条 受納金

- 1.受納した金品は本研究会の運営にしか使用しない。
- 2.本研究会が受納した金品はいかなる理由があっても返還しない。

第 18 条 事業年度

本研究会の事業年度は毎年 1 月 1 日より 12 月 31 日とする。

第 7 章 補足

第 19 条 会則の改定

本研究会の会則は世話人会の決議を経て改正することができる。

第 20 条 細則の決定

本研究会の会則施行に必要な細則は世話人会の議を得て別に定める。

第21条 発効

本会則は、平成23年12月1日より発効する。

会則施行細則

第1条 所在

本研究会は事務局を、岩手県盛岡市内丸19-1 岩手医科大学循環器医療センターに置き、事務局は本研究会運営に関する総務を担当する。

第2条 変更

会則施行細則は、世話人会の議決を経て変更できる。

第3条 会費

本研究会の会費は以下の通りとする。

医師会員 3,000 円／年

パラメディカル会員 1,000 円／年

ただし、発足後3年間は会費の徴収を見合わせる。

第4条 学術集会

原則として年2-4回の学術集会を開催する。年間の回数に関しては、新しい医療機器の登場や会員の希望などに対し、柔軟に対応する。